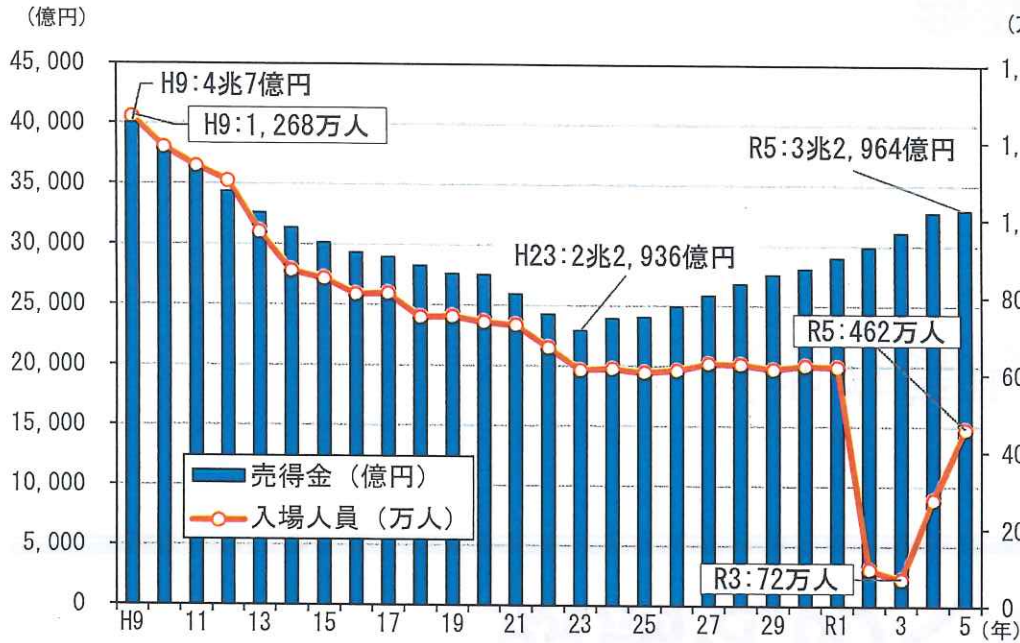


売得金及び入場人員の推移

○ 中央競馬

日本中央競馬会(JRA)が全国10の競馬場で施行



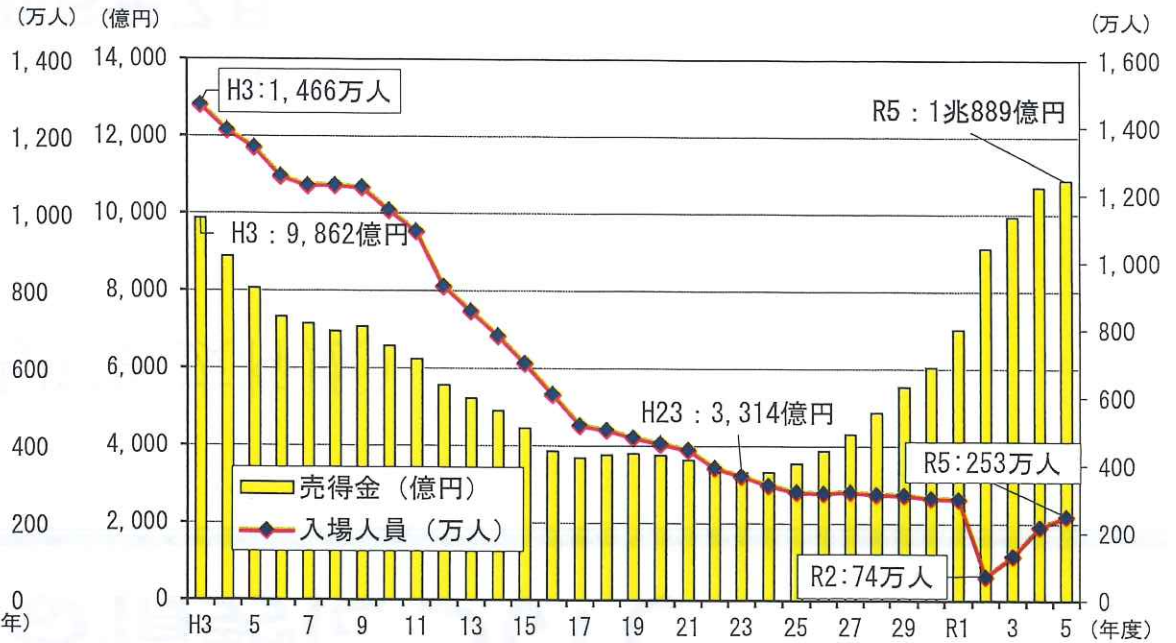
形態別売得金 (令和5年)

() は割合

		売得金	対前年比
開催競馬場		890億円 (2.7%)	151.7%
場外馬券売場		4,801億円 (14.7%)	114.9%
インターネット投票	国内	2兆7,064億円 (82.6%)	97.4%
	海外	209億円 (0.7%)	105.6%
合計		3兆2,964億円	100.7%

○ 地方競馬

14主催者(都道府県及び指定市町村)が全国17の競馬場で施行



形態別売得金 (令和5年度)

() は割合

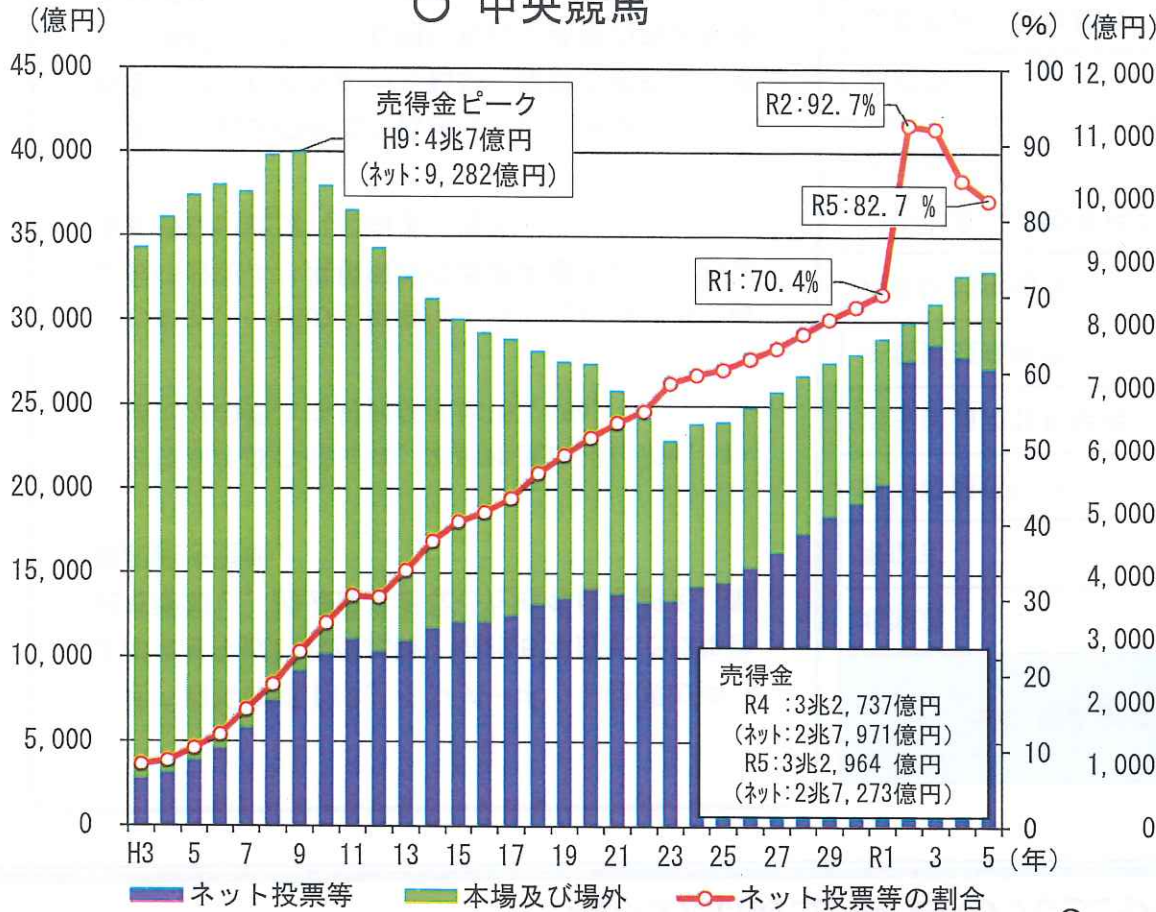
		売得金	対前年度比
開催競馬場		289億円 (2.7%)	108.6%
場外馬券売場		799億円 (7.3%)	97.9%
インターネット投票		9,800億円 (90.0%)	101.9%
合計		1兆889億円	101.7%

参考：日本中央競馬会の事業年度は1～12月
地方競馬の事業年度は4～3月

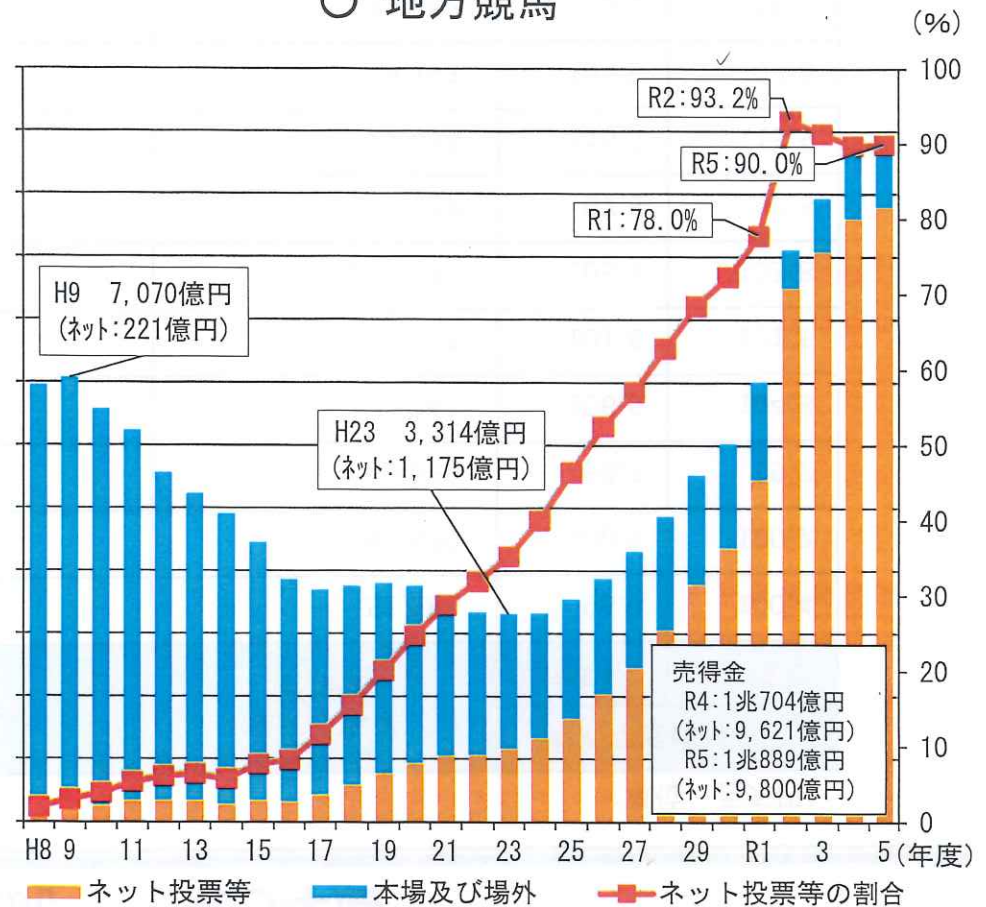
インターネット投票等について

- 電話回線・専用端末を用いたP A T方式での在宅投票は、中央競馬で平成3年から、地方競馬で平成8年から発売開始。
- インターネット投票は、中央競馬及び地方競馬で平成14年から発売開始。
- 売得金に占めるインターネット投票等の割合は年々増加し、令和2、3事業年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として本場及び場外での発売を一部取りやめていたことから、割合は約9割に増加。

○ 中央競馬



○ 地方競馬



競馬法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 地方競馬については、競馬活性化計画に基づき、主催者が収支改善のための取組を実施してきた結果、令和2年度には29年ぶりに売得金が9千億円を超えるなど、地方競馬の売上は堅調な状況。一方で、インターネット投票の増加等の情勢が変化中、引き続き堅調な売上を維持するためには、競走体系の整備や強い馬づくりを通じて地方競馬の魅力を向上させる必要。また、施設の老朽化が著しく進行しており、今後、長期かつ多額の施設整備費用を計画的に確保する必要。
- さらに、馬産地については、軽種馬生産農家戸数が約20年間減少し続け、現在も多くの経営体において後継者が確保できていない状況にある中で、今後も競走馬の安定供給を維持するためには、生産基盤を強化するための対策を長期にわたり継続して実施することが必要。
- 加えて、競馬関係者による勝馬投票券の購入、持続化給付金の不適切受給など、不適切事案が頻発しており、競馬に対する国民の信頼が揺らぎかねない状況。

法案の概要

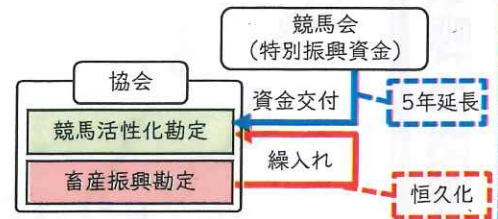
1. 地方競馬への支援措置の拡充

競馬活性化計画制度の見直し(第23条の7関係)

- ① 目的を「事業収支の改善」から「事業の経営基盤の強化」に見直し。
- ② 記載事項に「競走体系の整備」及び「競走馬の競走能力の向上を図るための事業」を位置付け。

支援措置の見直し(第23条の44第1項及び第2項、附則第8条等関係)

- ① 日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)の特別振興資金から地方競馬全国協会(以下「協会」という。)の競馬活性化勘定への資金交付措置を令和4事業年度から令和9事業年度まで5年間延長。
- ② 協会の畜産振興勘定から競馬活性化勘定への繰入措置を恒久化。



2. 馬産地への支援措置の恒久化

- 競馬会の特別振興資金から協会の競走馬生産振興勘定への資金交付措置を恒久化。(第23条の44第3項、附則第8条等関係)



3. 競馬に対する国民の信頼を確保するための措置の充実

- ① 協会の業務に、都道府県又は指定市町村に対して地方競馬の公正な実施を確保するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うことを追加。(第23条の36等関係)
- ② 協会が都道府県等に対し、免許業務を適正に行うために必要となる調教師又は騎手に関する情報の提供を求めることを可能に。(第23条の36の2関係)
- ③ 競馬会等が競馬の円滑な実施を確保するために必要があると認めるときに主催者として馬主等に対して処分を行うことを可能に。(第24条等関係)
- ④ 競馬関係者の勝馬投票券の購入又は譲受けに関する罰金額の上限を200万円に引き上げ。(第33条関係)

施行期日

- 令和5年4月1日(ただし、競馬会から協会への資金交付措置の延長については公布の日、3の②から④までは公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日)。

KPI: 地方競馬の耐用年数超過施設の割合の減少 令和3年度末: 74% → 令和9年度末: 40%以下

新競走体系の実施状況について（令和6年1月～）

芝とダートを両輪とする日本競馬の発展を目指し、「新しいダート競走体系の整備」を地方競馬が主体となって行うこととなった。その新しい競走体系は、令和5年より2歳馬競走が開始し、令和6年から3歳馬・古馬競走が開始された。

競走名	羽田盃 (Jpn I)	兵庫チャンピオンシップ (Jpn II)	東京ダービー (Jpn I)	関東オークス (Jpn II)	さきたま杯 (Jpn I)
出走資格	3歳牡馬・牝馬	3歳	3歳牡馬・牝馬	3歳牝馬	3歳以上
距離	1,800	1,400	2,000	2,100	1,400
実施日	4月24日（水）	4月29日（祝月）	6月5日（水）	6月12日（水）	6月19日（水）
実施場	大井	園田	大井	川崎	浦和
勝馬名	アマンテビアンコ（JRA）	エートラックス（JRA）	ラムジェット（JRA）	アンデスピエント（JRA）	レモンポップ（JRA）
勝馬レーティング	110	110	115	103	118
地方馬最先着	フロインフォッサル（船橋）3着	ギガス（船橋）5着	シンメデージー（高知）4着	ミスカッレーラ（船橋）2着	イグナイター（兵庫）2着
出走頭数	8頭	11頭	16頭	11頭	12頭
うち地方馬（うち他地区）	4頭（0頭）	6頭（3頭）	12頭（1頭）	7頭（2頭）	7頭（1頭）
売得金額	¥1,370,564,200	¥875,082,500	¥2,617,592,600	¥1,303,905,900	¥1,697,068,000
前年比	145.2%	111.6%	232.3%	114.3%	157.8%